

日韓併合に至るまでの国際情勢

— 19 世紀日本の指導者の国際認識をめぐる考察 —

The International Situation Leading up to the Japan–Korea Annexation:
International Perceptions of Nineteenth–century Japanese Leaders

崔 貞淑

CHOI Jung Sook

[要旨]

近代における公式的な日朝間外交関係は、「日朝修好条規」で始まった。しかし、この条規の内容は不平等なものであり、日本が幕末に欧米諸国家に押し付けられた治外法権承認や関税自主権廃止などを含む、半植民地的な要素を持つ条約と同様の特徴を持つ条約であった。明治維新期の明治政府の対外政策の最優先事項であった懸案として、こうした不平等条約の改正が挙げられるが、一方で、明治政府が朝鮮に対してこうした不平等条約を押し進めた背景にはどういった状況があったのか。近代の日朝関係史から、明治指導者たちの朝鮮認識を推察すると、「記紀神話」の皇国史観に端を発する朝鮮属国の再現を目論んだ征韓論や西洋主導の近代国際社会の規範である「万国公法」において肯定された未開国に対する力の論理による権利行使との関連性が窺える。

キーワード：征韓論、皇国史観、万国公法、対外政策、保護国

1. はじめに

本稿では、朝鮮併合に至るまでの過程を、国際情勢における明治時代の指導者たちの対応の考察を通じて、彼らの国際認識が対朝鮮政策に如何に適用されていたかを説明することを試みる。

1876年に日朝間に締結した日朝修好条規における朝鮮を「自主の邦」と規定した条項は、以後、日本と諸国家間に結ばれる条約の朝鮮に関する条項において、繰り返し朝鮮の独立を強硬に保全するものとなった。しかし、日清戦争、日露戦争を経て、ついに1910年に、「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝ニ譲與ス」という形式を以って合併した。朝鮮の国王が自主的に朝鮮を日本に譲与した形式のこの条項に対して、高宗王は日本により強制的に決められたとして、ハグ平和会議に密使を派遣し無効を訴えようとした経緯がある。

日韓併合の史実は、現在においても日韓間歴史認識の摩擦の主な原因の一つになっている。1998年日本の『世界』誌上で、李泰鎮教授は、日韓併合関連5個の条約の締

結手続き及び形式上の瑕疵を指摘し、旧条約の不法性及び不成立を論証した。これに対して、海野福寿教授は、第二次日韓協約の場合、国家代表者に対する強迫があったことは明確であったとしながら、条約締結手続き及び形式上の瑕疵についてはすべて否定し、併合条約は法的に有効であったとする論稿で対抗した。併合条約に関するさらなる国際法の適用の検証が行われ、日韓の知識人の共同認識として、強制併合源泉無効という共同声明文を「東亜日報」(2010年7月29日付)に掲載する動きもあった。

一方、1910年併合当時からの日本人の認識であった、併合が東洋平和のためのものであり、道徳的にも法的にも問題なく、両国間の自由意志と平等を基礎にして適法な手続きにしたがって併合条約が締結されたとする「合法論」は、現在も日本の多数の学者や政治家の見解となっている⁽¹⁾。

このような国際法に関する解釈の違いは、如何に生じ得たか。さらに、近代における朝鮮は、日本の対外政策においてどういった位置を占めていたかを検証するために、近代の日朝両国の関係史を通じて再検討する作業を行いたい。そのために、まず、近代における日朝間の関係史を概観しながら、近代国家明治政府を創設した指導者たちの朝鮮観の考察から始める。

2. 日韓併合の系譜；征韓論

(1) 征韓論争の実状

19世紀における強力な西欧の東アジア進出は、幕府政体がそれに十分に対応できるほど万全ではないと認識した日本の武士階層の国家安保に対する危機的覚醒を促した。そこで、日本の武士階層は万世一系の天皇を中心とした国体を顕現すべく、王政復古として、1853年の黒船来航や押し寄せるヨーロッパ諸国の圧倒的な力（西欧との不平等条約）に対抗し得る国家の実現、すなわち明治維新を成し遂げる。王政復古は、朝貢国を持たなければその權威が保たれない古来の国際社会の側面の再来を連想させ、「古事記」、「日本書紀」における三韓朝貢の神話、伝説的な記述を史実として捉えた。つまり、「王政復古シ大号令天皇陛下ヨリ出ル上ハ、朝鮮ハ古昔ノ如ク属国トナシ、播臣ノ礼ヲ執ラセネバナラヌ」として、明治維新における朝鮮問題の性格を端的に表現している⁽²⁾。朝鮮に対する王政復古の告知書の「皇室・奉勅・朝臣」など、朝鮮では清国だけに使う表現を用いたことも、古代におけるこのような認識からだった。

明治六年の朝鮮をめぐる論争⁽³⁾は、このような日本の意図を警戒した朝鮮政府の対応、つまり、「皇」「勅」の文字を使用した書契を持参した使節が拒絶されたことが発端になった。これに対し佐田白茅が「不敬至極」「御国体を辱める」もので、「戦端を可開辞柄十分」であると健百書を奉じたことに始まり、朝野に征韓に関する論争が高揚していた。

征韓に対する記述が数多くある木戸孝允は、維新政府の中枢にあって早くから征韓を唱えていた。彼の征韓の根拠に内包されていた朝鮮認識は、幕末維新期の思想家、吉田松陰の記紀神話に根ざす藩属的朝鮮観と深く繋がっていた⁽⁴⁾。吉田は明治維新後の近代国家や国民形成という文脈の中での征韓論に思想的な根拠を与えた人物として挙げられている。彼は古典的な尊王攘夷論が超えることが出来なかった幕藩体制の身

分秩序を打破し、皇国を新たにつくりだされるべき「一君万民」体制として定式化したとする⁽⁵⁾。

1868年徳川幕府を倒して成立した天皇政権が反対派の大名の武力抵抗を大体において鎮圧した同年末頃、政府首脳たちは朝鮮侵略の計画を立てていた⁽⁶⁾。この時の木戸の日記に、「(前略) モットモ其大ナル事件ニアリ、一ハ速ニ天下ノ方向ヲ一定シ、使節ヲ朝鮮ニ遣シ、彼ノ無礼ヲ問ヒ、彼モシ服セザル時ハ罪ヲ鳴ラシテ攻撃、其上神州ノ威ヲ伸張センコトヲ願フ (後略)」と記している⁽⁷⁾。木戸は、後に征韓における論争の反対の立場になるが、他の維新偉勲たち、岩倉具視・大久保利通の朝鮮に対する認識も基本的に同じだった。つまり、将軍に代わって天皇と直接の交際になるからには、朝鮮は下位に位置付けられねばならないというのが明治維新の理念にかかわる朝鮮外交の基本認識であったとされている。

明治6年の征韓論争の経緯としては、明治元年に明治政府が従来より朝鮮交渉を担ってきた対馬藩の者を朝鮮に派遣した際、「朝廷直交論」に基づき「皇」「勅」の文字を使用した書契を持参したが、朝鮮から拒絶された。これに対し、西郷隆盛が「宜ク陸海軍ヲ派遣スルコトヲ停メ、先ツ全権ノ使節ヲ派遣シ、公理公道以テ、朝鮮政府ヲ曉諭シ、彼ノ政府ヲシテ自ラ悔悟セシムルニ如カス」と、自らその任にあたることを希望し、閣議決定の承認を得たが、欧州から帰国した岩倉・大久保・木戸らの反対によって頓挫する⁽⁸⁾。

西郷が征韓を主張した理由は、対外的には朝鮮に対して「名分条理」を正すことの貫徹にあったが、内在的は、徴兵令に対する士族の不満が、維新政府の政情を不安定にしていたためである。家禄奉還条例などの士族の社会的特権的地位の解体に対して、彼らにとって海外出兵は、戦争のプロとしての存在価値を再認識させる格好の機会と考えられていた。西郷は不満士族の心情に最も理解を持っていたからこそ征韓を主張した。しかし、この内政の問題は、大久保らの反征韓を主張する側においても最重要な課題であると認識されており、それが反征韓の理由にもなった。反征韓側の大久保は、意見書において、即時の征韓実施に反対する要素として、士族および民衆反乱のおそれ、外征による財政負担の増大等の諸内政問題、日朝間の戦争がロシアに漁夫の利を得させるおそれ、英国外債増加により内政干渉を招くおそれを挙げた。さらに、大久保は、条約改正によって日本が独立国の体裁を全うするのも急務であるとした⁽⁹⁾。ただし、その当時、反征韓派の共通の見解であったのは、この内、大久保が懸念していたロシアの問題であったと考えられている。また、岩倉具視も「露国ニ対スル樞太ノ事案ヲ処分シ、且彼我ノ国境ヲ論定スルカ如キハ却テ目下ノ急務タラン」と認識していた。さらに、明治六年に初代陸軍卿に就任した山県有朋は、ロシアを仮想敵とし、「北門ノ強敵日ニ迫ラントスルノ秋」と考えていたため、この時点ではまだ征韓が念頭になかった⁽¹⁰⁾。このことから、朝鮮に国境が接しているロシアの動向により、朝鮮政策が制限されていたことが窺える。

では、反征韓派の指導者たちは、如何なる朝鮮政策を構想していたか。この疑問を解明するため、次項で当時実施された朝鮮政策を概観していく。

(2) 江華島事件；「日朝修好条規」

明治8（1875）年、艦長井上良馨が指揮を執る砲艦雲揚号は、朝鮮江華島の砲台を挑発して発砲させ、その罪を責めるという口実で、軍隊を携え、翌年最初の「日朝修好条規」を強要した。その第一条で「朝鮮ハ自主ノ邦ニシテ日本ト平等ノ權ヲ保有セリ」としたが、実際には第十条で「日本国人民朝鮮国指定ノ各口ニ在留中若シ罪科ヲ犯シ朝鮮人民ニ交渉スル事件ハ総テ日本国官員ノ審断ニ歸スベシ（後略）」⁽¹¹⁾とし、日本の治外法権と朝鮮に居留地を持つことを規定したが、こうした条規は日本が欧米諸国に苦しめられていた不平等条規と同様であった。すなわち、当時の政府は征韓論を排除し、近代的条約を適用することで朝鮮を開国させた。

維新偉勲であった岩倉・木戸・大久保らは、明治4年から6年まで12か国に及ぶ欧州を探訪し、欧州諸国間との不平等条約の改正を試みたが失敗し、帰国後、西欧と対等になるため国家制度を近代的欧米規範に近づけるよう努めた。「日朝修好条規」はその近代的西欧規範に沿った対外政策の一貫であると言える。

江華島事件が起きると、大久保は、岩倉あての覚書の中で全権使節派遣のための「万国公法」研究や各国公使への報知を求めるとともに、「大目的」として「朝鮮ヲ開化シ誘導スルノ旨趣」だけではなく「朝鮮ヲ我有ニ属シ吞噬スルノ旨趣」までもの検討を要請した⁽¹²⁾。これは、征韓論に見える朝鮮征伐の意図がそのまま継承されていることを明白に示すものである。すなわち反征韓が意味することは、征韓論に内在されている「記紀」に基づき属国としての朝鮮の「無礼」への処罰が、西洋主導の国際社会の規範を適用するには不十分であると認識されていたと推察できる。

(3) 明治指導者たちの「万国公法」に対する認識

西洋諸国による国際法は、19世紀まで西欧の帝国主義的な膨張欲求を、「後進的」「原始的」民族の統治を行うということで正当化してきた⁽¹³⁾。日本では、こうした理論は既に幕末頃中国から流入され、為政者や職者の間で関心をそそっていたとされる。明治政府は、誕生当初から「宇内之合法」・「万国普通公」・「万国之公法」に沿った外交や「万国普通之次第」、「天理の公道」の尊重を謳っていた⁽¹⁴⁾。こうした背景には、不平等条約による半植地的な状況を打開し、西欧主導の近代国際社会で主権国家の仲間入りをするためには、その社会の規範である「万国公法」を守らざるを得ないという認識があった。しかし、前述したように「万国公法」の実状は、西洋の帝国主義的な膨張欲求を正当化するという側面が強かった。ハンス・J・モーゲンソーは、近代の国際法、つまり「万国公法」に関して、

近代の帝国主義イデオロギーは、特にダーウィンとスペンサーの社会哲学の影響を受けて、生物学的な議論を好んで利用した。適者生存の哲学を国際政治に適用してみた場合、この哲学は、弱者が強者の力の予定された各体であるという自然現象を、強国の弱国に対する軍事的優越という形のなかにみとるである。この哲学によれば、もし強者が弱者を支配しなければ、又、もし弱者が強者と対等なものならうとするならば、それは自然に反するというわけである⁽¹⁵⁾。

と述べている。

明治維新の指導者たちは、新しい国際規範の特徴について次のように認識していたとされる。岩倉は、現今の通商は「天地の公道」に反して「貪利の術」を逞しくするものであり弱肉強食にしてむしろ兵法にいう「糧を敵二取ル」策を追求するもの、木戸は、「兵力不調のときは万国公法も元より不可信、向弱に候では大に公法を名として利を謀るもの不少、故に余万国公法は弱を奪ふ一道具と云」と明治元年12月8日日記に記している⁽¹⁶⁾。このことから、指導者たちは、「万国公法」の、実際には近代主権国家や高等国家群相互間の対等平等な秩序を形成するのみであって、半文明国や未開国の主権は制限され、帝国主義によって占領されても構わないという不平等な「国際法」としての特徴を見抜いていたといえよう。

反征韓論者らが、西郷らの征韓論⁽¹⁷⁾を封じ、江華島事件を起こし、「日朝修好条規」を締結したことは、このような当時の国際社会の規範に沿った近代的な日朝関係の始まりであると推察できる。

(4) 国際社会の反応

朝鮮では、1864年に、12歳で王になった高宗の実父、興宣大院君（李昰応）の執政が行われており、衛正斥邪論の思想を中心に西洋に対する警戒を強め、徹底的な鎖国攘夷政策を敷いていた。天主教弾圧に対する抗議と通商条約の強要を目的にしたフランス艦隊により江華城が陥落したが、自力で撃退（丙寅洋擾）し、さらに、1871年にアメリカ艦隊を撃退（辛未洋擾）した。こうした強硬な鎖国政策を固持する朝鮮に対する西洋諸国の認識は、極めて否定的であった。

明治政府が、花房義質外務大丞を艦船一隻と朝鮮へ特使派遣することを知った英国系新聞ノース・チャイナ・ヘラルドは、「すべての列強は、日本が朝鮮との戦争で勝利を取める」ことを望んでいるとし、場合によっては朝鮮に「艦船を派遣し、必要があれば日本を援助する」と確信して、朝鮮を世界の通商に開放することを期待していた⁽¹⁸⁾。さらに、アメリカ公使ヒングムは、「ペリー日本遠征小史」を日本の特使らに贈り、日本を開国させたペリーに倣うことを奨励し、威嚇と談判の具体的な方法まで教えたとされている⁽¹⁹⁾。このように西洋の反応は日本の朝鮮における行為を支持するものであった。

このような経緯を経て、日本は「日朝修好条規」を締結したが、これを機に列強も相次いで朝鮮と領事裁判権を含む不平等条約を結ぶことになった。

3. 壬午軍乱と甲申政変の顛末

(1) 朝鮮改革と日清対立

「日朝修好条規」を締結後、日本は不平等条約による各種の特権を利用し、対朝鮮貿易を独占し利益を貪ることで資本主義の元手を得た⁽²⁰⁾。特に、朝鮮の農産物は、日本の食料問題解決に大きく貢献したが、一方で日本への米の流出は益々増加し、米価は四倍まではねあがり、朝鮮民衆の生活は困窮に陥った。さらに、日本からの安価な雑貨や綿布の輸入によって、朝鮮の綿作と手織業は衰退して失業者が続出し、朝鮮の社

会不安は日に日に増していた⁽²¹⁾。こうした朝鮮社会の状況で起こった壬午軍乱は、閔戚政権が日本の改革政策を受け入れ、日本人将校を招き洋式軍隊（別技軍）を創設し、旧兵士を多数解雇したことに兵士たちが不満を募らせたことに端を発している。また、壬午軍乱は、朝鮮政府の中の開化派と守旧派の対立と絡みあい、急速な社会変革と民衆の生活の困窮による社会不安から起こったという説もある。

反乱軍による日本公使館の襲撃と随員の殺害は、日本に出師の名分を与え、日本政府は素早く花房を軍艦で朝鮮に派遣し、「済物浦条約」⁽²²⁾を締結させた。そして、この時、朝鮮政府から援軍を求められた清国が、日本の予想を超える数の軍隊を迅速に出動させ、日本は警戒心を抱くことになる。しかし、清国にとっては、琉球や台湾を奪われ、最後の従属国であり、しかも国境を接している朝鮮に対する干渉を強めるための格好の口実となった。

このような清国の出方は、名目上であれ「自主ノ邦」として独立国である朝鮮における内政干渉であり、朝鮮の清国の属国としての関係を排除するための「日朝修好条規」の主要目的が働かないと思われた。そこで、日清間で「日清軍同時撤兵と朝鮮に変乱重大事件ある時、日中兩國或いは一国兵を派遣する必要があるときは、先ず相互行文で知らすべき」という決まりを主要内容にした「天津条約」を締結した⁽²³⁾。この条約は、日本の朝鮮への軍事的介入を正当化する一方、清国の朝鮮における独占的な権利行使に対する牽制としての役割を果たした。

壬午軍乱を契機に、日本国内では、朝鮮の改革に積極的関与すべきとの世論が盛んになり、伊藤内閣を圧迫していたが、清国に対抗できるほど日本の国力が充実ではないと考えた井上馨は、表面上に対立を回避しながら朝鮮の内政改革の実現を試みた。しかし、朝鮮の内政改革は、朝鮮に於ける清国の権益の喪失を意味するから、清国の袁世凱は、改革を阻止するための干渉を強めていく⁽²⁴⁾。そんな中、日本の支援を背後に、朝鮮の開化派、金玉均らがクーデターを起こし、王宮を占領し政権を掌握するが、三日天下で終わった（甲申政変）。この政変は清国軍によって鎮圧されたが、これを機に清国の影響力は強まり、対抗する日本勢力との衝動も強まっていた。こんな情局で、朝鮮の東学運動が起き、朝鮮政府が清国に援軍を要請した情報を陸奥から聞いて、「天津条約」を根拠にして大軍を朝鮮に派兵したが、日本の派兵の事実を知った朝鮮政府は東学軍と妥協して安静をとりもどしていた。こうした状況では開戦の口実はなくなり、清国が日本軍の撤退を要求するも、日本は、清国に共同で朝鮮改革を提案したが拒絶される。朝鮮に於ける日清国軍の対立は、一触即発の様相を呈していた。

(2) 国際社会の反応と動向

前項の状況について、ロシア界新聞ジュルナル・ド・サン・ペテルスブル（1894年7月3日）は、「たとえ朝鮮国民が税制に苦しんでいることを認めたとしても、それが彼らのために軍事介入する理由になるだろうか」と疑問視している⁽²⁵⁾。また、ロシアだけでなく、英国のタイムズ紙（1894年7月3日）も、「支那は属国朝鮮で大いに必要とされる改革にあくまで反対することはないだろうし、長期的に見れば日本も、守旧的であっても御しやすい国王の不興を買ってまで朝鮮改革を執拗に主張することはないだろう」と評している⁽²⁶⁾。さらに、ノース・チャイナ・ヘラルド（1894年「明

治 27 年] 8 月 27 日) の社説で、日清両国の詔勅を比較し、日本の戦争への決意が固いことを読み取り、「戦争は日本によって支那に押し付けられたものであることを否定できる公平な人間はいない」とし、「この苦情の空虚さは一目で明らかだ。たとえば日本に対して改革を要求する権利がロシアにないように朝鮮に対して要求する権利など日本にない」と論評している⁽²⁷⁾。このように、国際社会は日本の強制的な朝鮮改革と開戦意図に対して、否定的な見解を示していた。

この時期のロシアは、極東で国境を接する朝鮮の重要性を認識し朝鮮問題に大いに関心を持っていたが、ヨーロッパの新興国ドイツを注視していた。故に、日本軍の撤退に圧力を行使することはなく、ヒトロヴラは 1894 年、6 月 30 日に「朝鮮よりの撤兵に関する露国警告」を外部大臣の陸奥宗光に送付するに止め⁽²⁸⁾、英国もロシアの進出は阻止したが、当時の極東の紛争は通商上の不利益であると考えたため、基本的に現状維持を望んでいた。

しかし、列国の思惑と異なり、日本の指導者は、清国が朝鮮に対して宗主国として影響力を強化している状況を決定的に打破することを目論んでいた。そのため、清国との開戦に持ち込む事を計り軍備拡張を行ってきた。ただし、清国との対戦に十分な軍備増強を完備したとしても、国際社会の否定的な反応とロシアの動向は無視できない懸案であった。故に、開戦の正当性を具備するために、清国が朝鮮を属国として保護干渉することは、「日朝修好条規」の「朝鮮ハ自主ノ邦ニシテ……」の違反であるとし、朝鮮政府は清国を国外に追い出すべきであるとした。そして、朝鮮政府は清国に対抗できないのだから日本がその代わりに清国軍を駆逐するとし、朝鮮国王に日本政府への公式依頼文を出させるとしたが、国王が応じなかったため、朝鮮王宮を占領し、大院君を政権につけ、朝鮮を軍事的・政治的従属下においた⁽²⁹⁾。

4. 日清戦争と日露戦争の一過程

(1) 日英通商航海条約と日清戦争

日本は、開戦の正当性を朝鮮の独立の保全のためであると掲げ戦闘体勢で構えていたが、清国側は戦争へ動かず、英国から日清間の調停の動き、ロシアから日本軍の朝鮮からの撤兵警告があった。このような国際状況を打開し清国との戦闘に持ちこむために、日本は当時進行中であった「日英通商航海条約」の交渉で、英国に大々的な譲歩を行い英国の歡心をかうことにつとめた。青木周蔵公使は、英国側の条約交渉者キムバーレー伯爵に、朝鮮問題について、清国の条約違反(天津条約)などに対して批判し、英国の新聞(タイムズ・デーリー、クロニクルなど)を利用し、英国の世論を薰陶して日本の行為を認可させようとしたことにも言及している⁽³⁰⁾。当初アジアでの紛争を望まなかった英国が、日本に譲歩したのは、日本が文明社会の好感を得る相応しい努力をしたためであったとされているが、ロシアが 1891 年にシベリア鉄道を起工したことで、アジアに進出する列強への危機感が大きくなっていたことも背景にあったと推察される。この日英間の新条約が 1894 年 7 月 16 日に締結すると、日本は 1894 年 8 月 2 日に清国に対する宣戦の詔勅を發布し、戦端を切ることになった。

戦争の目的は朝鮮の「独立」のためと宣伝されていたが、日清戦争中に行われた朝

鮮政策は、軍事的・政治的制圧と経済的収奪の強化であって、清国の代わりに朝鮮を属国化するものであったとされる。戦勝の勢いにかけて、「日韓暫定合同條款」・「大日本朝鮮両国盟約」を朝鮮政府と結び、鉄道の敷設権と日本軍の進退、食料補給などのための一切の便宜を日本軍に提供することを義務づけられた。伊藤内閣は、井上馨を朝鮮駐在公使として派遣し、朝鮮内政に干渉し、朝鮮の権力の中枢の人事を思うままに行い、日本に亡命していた親日派の朴泳孝らを政府の中枢に据えて内政改革を押し進めた。また、強力な軍勢力を後ろ盾にし、政治権力の中枢を抑え、経済的利権を独占し、朝鮮を日本の従属国化し、中国への侵略の足場にしていた⁽³¹⁾。

日清戦争は、朝鮮を清国から奪うことが目的であったが、それは当面の目的であって、究極的には、満州や中国大陸までを視野に置くことが目的であった。日本軍の戦勝は明らかで、中国の山東半島に上陸し、威海衛の占領後、清国の講和交渉を拒絶し、北京侵攻の条件を整って澎湖列島攻撃の準備を始めた頃は、これ以上の日本の侵略は許されないという国際社会の和平を求める機運が高まった。1895年2月8日のノース・チャイナ・ヘラルドは、「今となっては日本の意図は見誤りようがない。なんらの牽制を行わなければ、しかも今行わなければ機会は永久に失われ、実力行使の形をとるしかなくなるだろう」と、日本が中国大陸を占領したいという本心を隠してきたことが明らかであると論じ⁽³²⁾、日本の中国大陸の進出に対して警戒を示していた。

(2) 日本の戦勝と三国干渉

日清戦争は、日本軍の連戦連勝で終わり、1895年3月20日から24日まで、下関において李鴻章と伊藤博文との間で行われ、①朝鮮の独立②戦時賠償二億両③遼東半島と台湾の領有と中国大陸の市場開放を含む講和が成立した。

しかし、1891年に着工したシベリア鉄道の建設を急いでいたロシアは、極東について現状維持を望んでおり、1895年4月18日ロシア系新聞には、「日本人は弱体の朝鮮の直接の隣人となり、朝鮮の独立は全く幻想の状態となり得るし、ウラジオストクに停泊する我国の軍艦にとって、海への出口である水域を実質的に日本が占めるのを食い止められない」と憂慮している記述が見られる⁽³³⁾。ロシアは、このような日清講和に対して列強が共同して会議を開き、日本に干渉することを期待したが、ヨーロッパ諸国の極東での利害は、必ずしもロシアと一致するものではなかった。日本が中国大陸の市場開放の条項を入れたことは、中国貿易の額の多い英国にとっては歓迎すべきことに思えたが、比較的中國における通商がわずかであったドイツとフランスは、ロシアに歩み寄り共同で日本に干渉を開始し、日本の遼東半島の領有は「常ニ清國ノ都ヲ危クスルノミナラズ、之ト同時ニ朝鮮國ノ独立ヲ有名無実トナスモノニシテ、右ハ将来永ク極東永久ノ平和ニ対シ障害ヲ与フルモノト認ム」とし、遼東領有を放棄するよう迫った⁽³⁴⁾。また、日本が頼みにしていた英国・アメリカは中立的な立場で、英国は自国の利益を考えず日本を助けることはできないとした立場をとった。結局、日本政府は1895年5月5日、遼東半島の放棄を通告し、それに対して1895年5月7日タイムズ紙は、「我々は極東平和に対する危険を取り除いたものとして、この決定に満足を持って歓迎する」としている⁽³⁵⁾。

(3) 朝鮮改革の失敗と日露交渉

伊藤内閣から朝鮮の内政改革の任をまかされた井上馨の、前述の強引かつ急速な改革の進行は、朝鮮の権力者だけでなく、民衆までも反日思想に走らせる結果をもたらした。

また、日清戦争の主目的は、朝鮮における独占的な利権を確保するためであり、このような状況は日本にとって対朝鮮政策を再考せざるを得ない状況に思われた。しかし、確実な政策の明示がない状態で井上の後任として朝鮮の日本公使として赴任した三浦梧楼は、親ロシア派の王妃閔氏を暗殺する蛮行を行い、朝鮮の反日感情を激昂させ、国際社会の日本に対する評判を失墜させた。1896年1月31日ノース・チャイナ・ヘラルドは、「全世界は今や日本の公使は、信任状を携えた国の宮廷で、王妃殺害の陰謀を成功裏に企て、処罰されずに実行し得ることを知った。」と皮肉めいた論評を載せている⁽³⁶⁾。さらに、1896年3月28日字フランス系ル・タン紙の論評は、「いかに詳細な心理学的研究、いかに資料に裏付けられた観察といえども、この事件で破廉恥にも露出された野蛮な本性ほど、日本人の性格とこの国の文明度を如実に語るものはない」と痛烈な論調であった⁽³⁷⁾。

また、日本を恐れた朝鮮の国王高宗が、日本の公使や兵士から逃げてロシア公使館に逃げ込む（露館播遷）事件が起き、日本は交渉する相手に会うこともできなくなった。このような朝鮮での状況を打開し、朝鮮での独占的権益を確保するため、日本はロシアとの交渉を試みた。1896年2月以後、日露間には様々な交渉が行われたが、「京城議定書」、「山県＝ロバノフ協定」⁽³⁸⁾等は、ロシアの朝鮮での政治的優位を示す一方で日本は朝鮮で現有する電信装置の維持など一部の権利を確保するものに過ぎなかった。しかし、1898年4月に調印された「東京議定書」では、ロシア優位の趨勢が変化し、①日露両国は朝鮮の「主権」及び完全な「独立」を確認かつ互いに同国の内政上には直接の干渉をしない、②将来の誤解を避けるために朝鮮が日本またはロシアに対して「勸言」・「助力」を求める時は、軍隊・財政顧問の任命については先ず日露両国で相互に協商を遂げた上（後略）③ロシア政府は朝鮮における日本の商工業の発達及び居留日本人の多数を認め、日朝両国間における商工業関係の発達を妨げないことなどが規定された。この事実から、朝鮮における日本の立場の向上がなされたと推察される。こうした立場の向上の背景には、ロシア公使館通訳の金鴻陸殺人未遂事件に対するロシア公使スピエルの強引で拙速なやり方が朝鮮の「独立協会」の抵抗を引き起こし、民衆とロシアの軋轢が生まれたことがあった⁽³⁹⁾。

このような日本とロシアの朝鮮での政治的優位の交代は、朝鮮民衆の民族運動により起こり得たが、1895年から1896年の日本の朝鮮での政治優位からの後退も、東学農民運動を中心とした朝鮮民族の反日運動が要因であったとされる⁽⁴⁰⁾。さらに、朝鮮でロシアが日本に譲歩したのは、国際情勢の変化とも関連しており、1897年にドイツが中国の膠州湾に租借地権を獲得し占領したことに對抗するため、日本に譲歩し対決を避けておいた方がよいとの判断が背景にあったとされている⁽⁴¹⁾。

以後も、朝鮮や国際の状況において、日本は朝鮮獲得の交渉である「満韓交換論」などを持ちかけたが、ロシアの拒絶で行き詰まっていた。交渉にしても、武力の行使によるにしても、ロシアを朝鮮からの排除するためには、単独では可能性が希薄であ

ると感じた日本の指導者は、利害を共にする列国との協調を構想し、英国に打診するが、実現しなかった⁽⁴²⁾。

(4) 義和団事件と「日英同盟」

1900年、帝国主義列強の清国分割に激しく抵抗した義和団が反帝国、反キリスト教闘争に立ち上がると、英国を含む列国は自国民や権利を守るためとの口実で連合軍隊を派兵し鎮圧にあたる。英国から派兵の要請を受けた日本は、地理的な利点を利用し圧倒的な大軍を派兵し、「極東の憲兵」⁽⁴³⁾の役割を果たした。しかし、ロシアは、旅順に2万の軍隊を駐留させていたが、義和団の蜂起には一部を割いたのみで、完成に近づいた東清鉄道の保護の理由に満州全域を占領した。一方ロシアは、治安が回復したら撤兵すると宣言していたが駐留を続け、満州と朝鮮への勢力浸透を推進していた⁽⁴⁴⁾。この事態は、アジアで莫大な既得権益を守ろうとする英国と太平洋進出への舵取りをしたアメリカにとって看過できない状況であった。

1900年の義和団鎮圧における日本の活躍は、アジアでの強国として認められることにつながり、1902年、第1回「日英同盟」が結ばれる。この同盟の朝鮮に関する条項第1条には「両締約国ハ相互ニ清国及韓国ノ独立ヲ承認シタルヲ以テ（中略）大不列顛国ニ取りテハ主トシテ清国ニ関シ又日本国ニ取テハ其清国ニ於テ有スル利益ニ加フルニ韓国ニ於テ政治上並ニ商業上及工業上各段ニ利益ヲ有スル以テ（後略）」⁽⁴⁵⁾とされ、朝鮮と清国の「独立」を確約し、日英両国の清韓に対する独占的な利権の確認と有事（ほかの列国の侵略）の際は自由な軍事行動を承認する内容になっている。この日英同盟に関する意見書で、小村寿太郎外相は、清韓問題は日本にとって極めて緊要な問題であるとし、特に朝鮮の運命は日本の死活問題である言及している⁽⁴⁶⁾。

「日英同盟」の締結は、朝鮮にとっては事実上の主権の喪失に等しかったと推察され、1902年3月26日字ノース・チャイナ・ヘラルドは、「この協約に対する朝鮮の公式見解は全く憂うべきものだ。まず第1に、朝鮮にはなぜ事前に一言も相談もなかったのか、いぶかしく思っている。第2に朝鮮は、この協定を朝鮮固有の「ビジネス」と解釈している」⁽⁴⁷⁾と評している。

(5) 日露戦争と朝鮮の保護国化

ロシアは、満州からの撤退を宣言しながらも、朝鮮の鴨緑江の河口にある土地を買収し、軍事根拠地を作り朝鮮に借地を要求し、満州でも軍隊を増強し続けた。日本政府は、朝鮮における優越権をロシアに承認させるために「満韓交換」などを提案するが、交渉は決裂し、1903年12月に閣議で、「韓国に関しては、如何なる場合に臨むにも実力を持って我が権勢の下に置くべし」と方針を決めた⁽⁴⁸⁾。

このような日本とロシアの不穏な動きに危機感を覚えた朝鮮政府は、1903年11月と1904年1月に戦時局外中立の声明を出した。朝鮮での利害関係が薄いヨーロッパ諸国では、朝鮮政府の中立を受け入れる動きもあったが、アメリカの消極的態度と日本の妨害工作によって試みは失敗した。こうした動きを受け、日本は、まず、列強の干渉を除外するため、軍事力を背景にソウルを制圧し、「日韓議定書」を結んだ⁽⁴⁹⁾。この議定書によって、朝鮮内政干渉、日本軍隊の駐留権など日本の「自由行動」が承認

されることになった。また、日露戦争は日本の戦勝で終わり、ルーズヴェルトの講和斡旋により、ポーツマス会議が開かれ、日本の朝鮮保護国化が進むことになった。

さらに、朝鮮保護国化を確実にするために、日本は第2回日英同盟を締結したが、この条約の意図は、第1回日英同盟の第1条項が朝鮮の「独立」を公約するものであり、戦後日本が望んだ朝鮮の保護権確立と矛盾していたためであった。そして、日米間では、1905年7月「桂・タフト条約」が締結され、フィリピンに対するアメリカの支配権と日本の朝鮮支配権が承認された。このように、列強間の合意を背後に、1905年11月に、保護条約締結の使命を担った特派大使の伊藤博文は、憲兵を帯同し、第2次「日韓協約」⁽⁵⁰⁾を締結し、朝鮮は日本の実在的保護国となった⁽⁵¹⁾。

5. おわりに

続いて、1907年に第3次「日韓協約」によって、朝鮮の植民地化が確実にされた時、伊藤は、常に征韓の必要を謳っていた恩師の吉田松陰の墓前に「日韓協約」締結の報告をするよう言付けていたとされている⁽⁵²⁾。こうした記述は「征韓論」の根拠である「皇国史観」に含まれた朝鮮認識が、如何に近代における日韓関係に深く係わっていたかを物語っており、日本の指導者たちが、西欧主導の近代国際社会の規範を綿密に研究し、朝鮮を含む海外領土拡張にその規範である「万国公法」を取り入れつつ、巧みな外交策で強力な西欧勢力と駆け引きをしてきたことが推察できる。また、本論を通して近代日本における朝鮮は、大陸侵略の試金石であり、後には橋頭堡であったと推察できる。こうした日本に於ける朝鮮の位置は、アジアでの西欧帝国主義の領土・利権確保の競争の様相により重要性を増していたと言える。したがって、1910年の「日韓併合」以後の植民地朝鮮統治も国際政治情勢の変遷に多大な影響を受け得たと考えられる。

しかし、第1次世界大戦後、「民族自決主義」の思潮による帝国主義が危機に直面し、西欧帝国が植民地の自治と独立を認めていく中、日本は「同化政策」を朝鮮統治の軸とした政策を展開した。その背景については、植民地統治政策に関する多数の先行研究から推察すると、「同化政策」が天皇制家族国家の国民統合の在り方と密接に関わっていたという日本の内在的要因が考えられる。また、西欧が主導する国際社会の規範に充実を期してきた日本の国際政治の展開してきたことを勘案すると、外在的要因が十分に解明されていたとは言い難い。本稿では「日韓併合」に至る過程を国際情勢と日本の対応に焦点を当てて、世界史的視点から日韓の近代を理解することを試みた。今後は、同様の視点から、1920代に施行された「文化政治」の「同化政策」の実状を解明することを課題にしたい。

■註

- (1) 都時煥、笹川紀勝・邊英浩（編）、「国際共同研究 韓国強制併合一〇〇年 歴史と課題」、明石書店
- (2) 吉野誠、2002、『明治維新と征韓論—吉田松陰から西郷隆盛へ—』、明石書店 引用
- (3) 明治六年の政変は、征韓派と反征韓派の対立といった問題だけではなく、土族的なもの

(大陸政策)と新政策的なもの(内治主義)の対立であり、新政府内の権力闘争の側面もあるとする論点も多数ある。

- (4) 木戸は吉田が認めた優秀な門下生であったとする。
- (5) 文京珠、西川長夫・渡辺公三(編)、1999『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』、「近代日本の国民国家形成と朝鮮」柏書房株式会社 参照
- (6) 井上清、2001、『日本帝国主義の形成』岩波書店 参照
- (7) 芝原拓自、1998、『日本近代思想大系 12』「対外偏」467 項 引用
- (8) 前掲、吉田誠、2002 参照
- (9) 前掲、吉田誠、2002、162 項 引用
- (10) 藤村道生、1961、「山県有朋」株式会社吉川弘文館 引用
- (11) 日本外交年表並主要文書(上)、1966、原書房、65 項 引用
- (12) 芝原拓自、1988「日本近代思想体系 12」「対外観」岩波書店 引用
- (13) ピーター・ドウス、浜口裕子(訳)、1992、「日本／西欧列強／中国の反植民地化」『帝国統治の構造』岩波書店 参照
- (14) 前掲書、芝原 引用
- (15) モーゲンソー、原彬久(訳)(2013)、「国際政治—権力と平和—(上)」岩波書店 236 項 抜粋
- (16) 芝原拓自、1988、『日本近代思想大系 12』「対外観」岩波書店、467 項 引用
- (17) 西郷隆盛が征韓論の主導的な役割を果たしたと一般的に知られているが、江華島事件が起こった際、日本の無法的な行為であると非難したとする。
- (18) 杵淵信夫、1995、『海外の新聞にみる日韓併合』彩流社 引用
- (19) 高大勝、2001、『伊藤博文と朝鮮』社会評論社、101 項 引用
- (20) 前掲書、高大勝 参照
- (21) 日朝修好条規で、日本からの輸入品は無関税であった。
- (22) 前掲書、日本外交文書、90 項、日本公使館襲撃した犯人の逮捕と処罰に関することと罰金の要求事項。
- (23) 日本外交年表並主要文書(上) 1967、原書房 参照
- (24) Hilary Conroy, 1960, *The Japanese Seizure of Korea: 1868-1910*, University Of Pennsylvania Press
- (25) 前掲書、杵淵、78 項 引用
- (26) 前掲書、杵淵、78 項 引用
- (27) 前掲書、杵淵、85 項 引用
- (28) 日本外交年表並主要文書、上、外務省編 参照
- (29) 中塚明、1994、『近代日本と朝鮮』三省堂 引用
- (30) 日本外交年表並主要文書(上)、原書房 参照
- (31) 前掲、中塚、『近代日本と朝鮮』、68 項 引用
- (32) 前掲、『海外の新聞に見る日韓併合』、99 項 引用
- (33) 前掲、『海外の新聞に見る日韓併合』、104 項 引用
- (34) 井上清、2001、『日本帝国主義の形成』、岩波書店、52 項 引用
- (35) 前掲書、杵淵、133 項 引用
- (36) 前掲書、杵淵、134 項 引用
- (37) 前掲書、杵淵、133~134 項 引用
- (38) この協定書の詳しい内容は、「日本外交文書」(29 巻)・「小村外交史」(上)で参照できる。
- (39) 前掲書、杵淵 参照
- (40) 吉田和起、1966、「日英同盟と日本の朝鮮侵略」、日本史研究会、No.83 抜粋

- (41) 前掲、吉田和起 引用
- (42) 前掲書、中塚 参照
- (43) 当時の外相小村寿太郎は外交文書で、日本は「東アジアの憲兵」であると自称している。
- (44) 前掲、「海外新聞に見る日韓併合」、162項 引用
- (45) 前掲、日本外交年表並主要文書（上）、203～204項で、この「日英同盟協約」の全文を参照できる。
- (46) 前掲、日本外交年表並（上）、201項 参照
- (47) 内川芳美・宮地正人（監）、「外国新聞に見る日本」、第3巻、本篇（上）、毎日コミュニケーションズ 486項 引用
- (48) 前掲、高大勝、2001、『伊藤博文と朝鮮』、123項 参照
- (49) 前掲、日本外交年表並主要文書（上）223項で「日韓議定書」の全内容を参照できる。
- (50) 前掲、日本外交年表並主要文書（上）252項で第2次「日韓協約」の全内容を参照できる。
- (51) 森山茂徳、1992、『日韓併合』、吉川弘文館 参照
- (52) 吉田、前掲書

■参考文献

- 井上清、2001、『日本帝国主義の形成』岩波書店
- 内川芳美・宮地正人（監）、『外国新聞に見る日本』第3巻本編（上）、毎日コミュニケーションズ
- 外務省（編）、1965、『日本外交年表並主要文書（上）』原書房
- 杵淵信夫、1995、『海外の新聞に見る日韓併合』彩流社
- 高大勝、2001、『伊藤博文と朝鮮』社会評論社
- 芝原拓自、1988、『日本近代思想体系12』「対外偏」岩波書店
- ハンス・J・モーゲンソー、原彬久（監訳）、2013、『国際政治—権力と平和—』（上）岩波書店
- ピーター・ドウス、浜口裕子（訳）、1992、『日本／西欧列強／中国の反植民地化』岩波書店
- 都時換、笹川紀勝・邊英浩（編）、2001、『国際共同研究—韓国強制併合一〇〇年歴史と課題』明石書店
- 藤原道生、1961、『山県有朋』吉川弘文館
- 文京珠、西川長夫・渡辺公三（編）、1999、「世紀転換期の国際秩序と国民文化形成」『近代日本の近代国家形成と朝鮮』柏書房
- 中塚昭、1999、『近代日本と朝鮮』三省堂
- 森山茂徳、1992、『日韓併合』吉川弘文館
- 吉田和起、1966、「日英同盟と日本の朝鮮侵略」『日本史研究』、No.84
- 吉野誠、2002、『明治維新と征韓論—吉田松陰から西郷隆盛へ—』明石書店
- Conroy, Hilary, 1960, *The Japanese Seizure of Korea 1868-1910*, University of Pennsylvania Press.

